過疎地域における事業用設備等に係る特別償却における確認申請書

別紙２

（過疎地域自立促進特別措置法第30条）

令和　　年　　月　　日

　羽咋市税務課長　様

住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名

氏名又は代表者

　下記のとおり事業の用に供するために新設又は増設を行った設備が、過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する雇用の増大に寄与する（少なくとも１名以上の雇用が創出されることのほか、少なくとも１名以上の非正規雇用者が正規雇用者に雇用形態を変更する場合も含まれる。）ものである旨確認願いたく申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所又は所在地 |  |
| 法人名  氏名又は代表者 |  |
| 業種 |  |
| 導入した設備等 | ※設備等が複数ある場合はまとめて記入する。 | |
| 設備等を導入した事業所の場所 |  | |
| 取得価格 | ※設備等が複数ある場合はまとめて記入する。 | |
| 雇用の状況 | 従業員数　　　　　名（平成　　　年　　　月　　　日現在）  （うち今回の設備投資に伴い創出された雇用　　　名）  ※雇用形態の変更があった場合には、その旨と当該変更があった雇用者の人数を記載すること。 | |

過疎地域自立促進特別措置法（抄）

（減価償却の特例）

第三十条　過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

上記の記載内容を確認し、

貴殿の事業用設備等の取得等が、過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する「雇用の増大」に寄与することを確認しました。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　羽咋市税務課長

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却における確認申請書

記入例

（過疎地域自立促進特別措置法第30条）

令和○年○月○日

事業者が記入。

　〇〇市〇〇課　御中

住所又は所在地　○〇市○〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人名　（株）○〇○社

氏名又は代表者 ○〇　○〇

　下記のとおり事業の用に供するために新設又は増設を行った設備が、過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する雇用の増大に寄与する（少なくとも１名以上の雇用が創出されることのほか、少なくとも１名以上の非正規雇用者が正規雇用者に雇用形態を変更する場合も含まれる。）ものである旨確認願いたく申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所又は所在地 | ○〇県○〇市○〇　○―○ |
| 法人名  氏名又は代表者 | （株）○〇○社  ○〇○　○〇 |
| 業種 | 食品製造業 |
| 導入した設備等 | 食品製造機械  ※設備等が複数ある場合はまとめて記入する。 | |
| 設備等を導入した事業所の場所 | ○○県○○市○○　○―○ | |
| 取得価格 | ○○○○万円  ※設備等が複数ある場合はまとめて記入する。 | |
| 雇用の状況 | 従業員数　７０名（平成○○年○月○日現在）  （うち今回の設備投資に伴い創出された雇用１名）  ※雇用形態の変更があった場合には、その旨と当該変更があった雇用者の人数を記載すること。 | |

過疎地域自立促進特別措置法（抄）

（減価償却の特例）

第三十条　過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

上記の記載内容を確認し、

貴殿の事業用設備等の取得等が、過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する「雇用の増大」に寄与することを確認しました。

　　令和○年○月○日

過疎関係市町村の税務担当課が記入。

市町村記入後のものを「確認書」

として取り扱う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇市〇〇課